

高齢者・障がい者の法的支援 と 総合支援法への期待

充実した総合法律支援の実施方策 有識者検討会 第2回会議
2014. 4. 15

日弁連 高齢者・障害者の権利に関する委員会
事務局長 弁護士 青木佳史

はじめに

2000年を前後して、高齢者・障がい者の権利擁護の実践が芽生えはじめ、各地の弁護士会において高齢者・障がい者の相談支援センターが立ち上がり、新たな相談形態、生活全般をとらえる専門性、行政や福祉機関と連携した実践を、この十数年、積み重ねてきた。

さらに、虐待対応や成年後見活用等の中で、医療・福祉と法律の新たな連携が培われ、近年では、スタッフ弁護士による先進的な関わりも生まれてきた。

しかし求められているニーズにはまだまだ応えきれていない中、高齢者・障がい者の法的支援の新たなステップに、総合法律支援法の仕組みが踏み出そうとしていることに、大きな期待を寄せている。

高齢者・障がい者の 相談・支援のあり方

高齢者・障がい者の相談・支援のあり方

- 高齢者、障がい者の生活全般について、法律問題から特有の課題まで横断的な支援
- 対象範囲は専門的・総合的
- 生活全般を継続的に見通した上で、個別紛争解決のみならずその後の予防的対応まで



全般(トータル)性と専門性の両立

生活支援も含む権利擁護全般

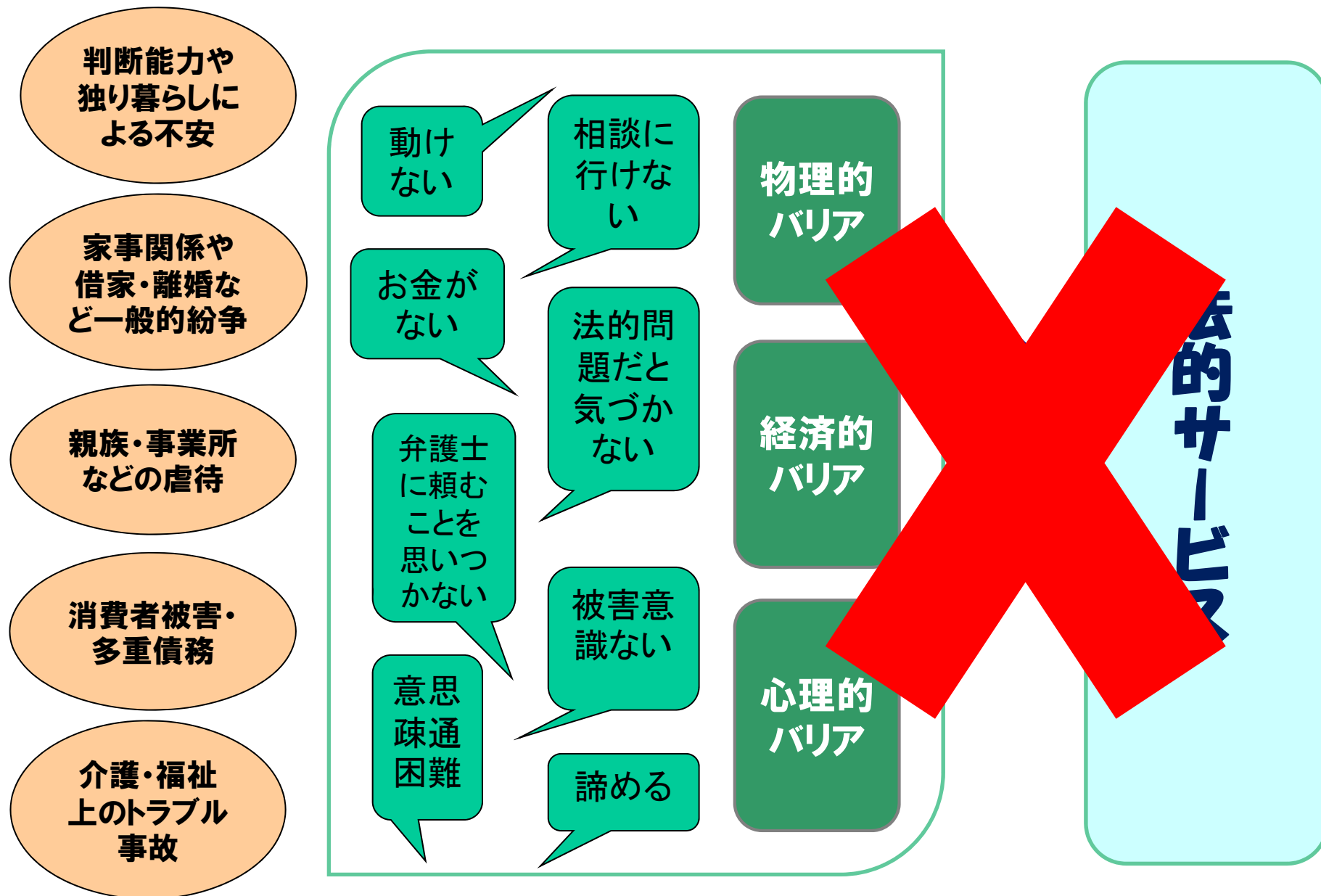
Cf. 資料22頁 「自由と正義」2011年4月号 特集

① 法的サービスの**バリアフリー**の実現

② 高齢者・障がい者**特有の**
法的ニーズへの対応(専門性)

③ 「**社会的支援者**」との**連携**による
生活支援全体の一環として

1 高齢者・障がい者の相談と様々なバリア



【ケース1】

施設の生活支援員からの相談。

特養に入所中の方に、最近突然、金融機関から保証債務の訴状が来て、驚いている。

本人に聞いても記憶がないという。どうやら昔、仕事をしていた同業者の連帯保証人になったらしい。

現在は、要介護3で、施設に入り年金暮らし。

どうしていいかわからないが、本人は相談に出向くこともできないし、本人があまり切実に感じておらず、施設として大変なことにならないのか心配している。

本人に身寄りはなく、親族に対処はお願いできない。

法的サービスのバリアフリーの重要性

- 事例では、本人も、支援者も、来訪して相談することは困難。
- 相談内容自体は、一般的なものであるが、従来、都市部でも地方でも、このような相談に対応する受け皿はなかった。
- 高齢化が進み、独居、高齢者世帯が増えるなか、一般的法律相談を必要とする高齢者・障害者の「法的支援のバリアフリー」をいかにするか。

必要なツールは

電話相談と
出張相談のセット



社会的支援者から
も相談できる

2 特有の法的ニーズへの専門性・継続性

高齢者・障がい者の生活に関わる様々な法的な問題（ニーズ）に継続的に対応

その方の特性に応じたコミュニケーションや相談のスキルも必要

- 成年後見
- 虐待対応
- 消費者被害
- サービス支給量
- 障害年金申請
- 生活保護
- 介護事故
- 遺言、相続
- 死後の事務処理 など



法的ニーズ
と
配慮した対応
の両面にお
ける専門性

【ケース2】

介護支援専門員（ケアマネージャー）からの相談。

訪問先の独居高齢者の女性（92歳）が、何度も新しい浄水器を買わされて、3つのローンを抱えている。注意しても、また新しい浄水器と取り替えてしまう。

いつも気がつくとクーリングオフの期間を過ぎているので、仕方なく支払いをしているが、預金も底をついてきた。これ以上にならないために何とかならないか。

現在要介護2であるが、認知症が相当すすんできている。最近に通帳もよくなくし、ヘルパーが取ったなどとして騒動になることもしばしばである。

このあたりの管理ができれば、まだまだ在宅で暮らしていただける体制は取れるのだが。

夫は死亡し、子はない。兄弟がいるかどうかわからない。預金は残り80万くらいしかなく、年金は月15万円ほどである。資産は居住用の自宅のみ。

高齢者・障がい者特有の法的ニーズへの 継続的な対応(専門性・継続性)

特に、本件のような判断能力が十分でない高齢者への法的支援の必要性が高まっている。

福祉サービスの現場では、こういったリスクに出会った場面で、現場だけで対応しようとして、展望がみえずに困難を抱えている。ところが、社会的支援者には、まだまだ法律家は身近ではないため、そのまま解決できないままに抱え込むことも多かった。

こうした場合に判断能力の不十分な方の権利擁護に精通し、かつ、医療や福祉・介護、住宅の確保など生活全般の支援を理解し、個別の紛争解決だけでなく、継続的な視点で、他の支援者と連携できる法律家が関わることで、適切な支援に結びついていく。

3 社会的支援者との連携

(気がつかない法的ニーズの早期発見・対応)

生活に身近にある支援者等から

(法律問題の解決にとどまらない)

人の生活全般の支援の一環として



他の専門職、専門機関との連携

※ さらには、その専門職が具体的支援にあたっでの法的助言や権利擁護の観点からの助言や連携

【ケース3】

地域包括支援センターからの相談。

在宅の男性90歳Cの件。一人息子と同居していた。息子はリストラにあい、最近は無職で収入もなく、Cの老齢年金をあてに生活をしている。先日、Cは脳梗塞になり入院していたが、息子が費用がこれ以上払えないと自宅に戻し、それ以来、息子は福祉サービスも利用せず、訪問看護や往診も拒否し、次第にCは衰弱してきている様子である。C自身の思いは、脳梗塞の後遺症で認知症がありはっきりしない。

訪問看護師とケアマネージャーから、市の高齢者虐待の相談窓口相談があり、地域生活支援センターで事実確認などをしてきているが、息子の拒否が強く、どこまで立入ができるか、強制的に入院や施設入所も必要かもしれず、その後の対応も含めて関係者で相談をするので、弁護士にも法的立場から参加してほしい。

「社会的支援者」との連携による支援

- このような在宅の虐待事案は、高齢者・障がい者ともに、全国的に多数の事案が顕在化してきており、虐待防止法の下、各市町村の権限と責務で対応をすることが求められている。
- ただ、虐待事案の対応は、その要因の複雑さ、対応の困難さ、継続的な対応の必要性などから、市町村などが責任の中心になるとしても、地域の様々な資源や専門職が支援にあたるチームを組み、相互の役割分担と連携の中で対応して解決に導かれるものである。
- その中で、虐待の認定、緊急性の判断、権限行使の適否、虐待者への対応等の様々な法的な判断が求められる場合に、弁護士が参加し、的確な助言を行うことで、各地域における虐待対応を進める役割がある。



高齢者・障がい者の法的支援

日弁連・各弁護士会の取組状況

日弁連・各弁護士会の取組状況

1 高齢者・障がい者の相談態勢の抜本的強化

高齢社会対策本部の設置により、
「標準事業案」として、電話相談・出張相談体制などの
全国的な展開・普及整備

2 高齢者・障がい者虐待対応専門職チームの活動

各都道府県毎に、社会福祉士会と合同で
個別ケースへの助言や事例検討会等

3 自治体・社協・地域包括等との連携

- ✓ 当初から自治体の権利擁護相談への弁護士派遣
- ✓ 近時は、地域包括支援センターや社会福祉協議会の
権利擁護部門への担当弁護士の配置
- ✓ 成年後見の市町村長申立担当者への研修等

日弁連・各弁護士会の取組状況

4 専門職後見人の担い手として候補者の育成と家庭裁判所への推薦

全体の半数を超える「第三者後見人」のニーズに対し、他の専門職団体とともに、必要とされる職務のニーズに応じた弁護士後見人の給源としての態勢拡充を図っている

5 市民後見人育成への支援

市町村や都道府県による市民後見人育成について、養成から継続的支援まで、専門職団体として、弁護士会が（リーガルサポート、社会福祉士会とともに）系統的に関わるための態勢整備

日弁連・各弁護士会の取組状況

6 触法障がい者の福祉と連携した刑事弁護の支援態勢

適切な福祉的支援がないために犯罪にいたる事案につき、逮捕時以降の入り口支援から出所後の支援までを福祉専門職と連携した態勢

※ 障がい者刑事弁護サポートセンター

※ 地域定着支援センターとの連携

7 ホームロイヤー構想の普及・具体化

高齢者の日常生活に沿った相談等を継続的に行う新しい弁護士の関わり

これまでの取り組みだけでは、急増する高齢者・障がい者の法的ニーズに十分に対応できているとはいえない。

より全国的に普遍的な法的サービスや権利擁護の実践を展開するための基盤整備が求められている。

各地での「標準事業案」の実施状況

中核となる事業 — 電話相談・出張相談
付随する事業 — 広報／研修（人材育成）
連携（ネットワーク構築）など

電話相談

実施会	37会	未実施会	15会
-----	-----	------	-----

出張相談

実施会	42会	未実施会	10会
-----	-----	------	-----

大阪弁護士会（ひまわり）の 高齢者・障がい者専門法律相談

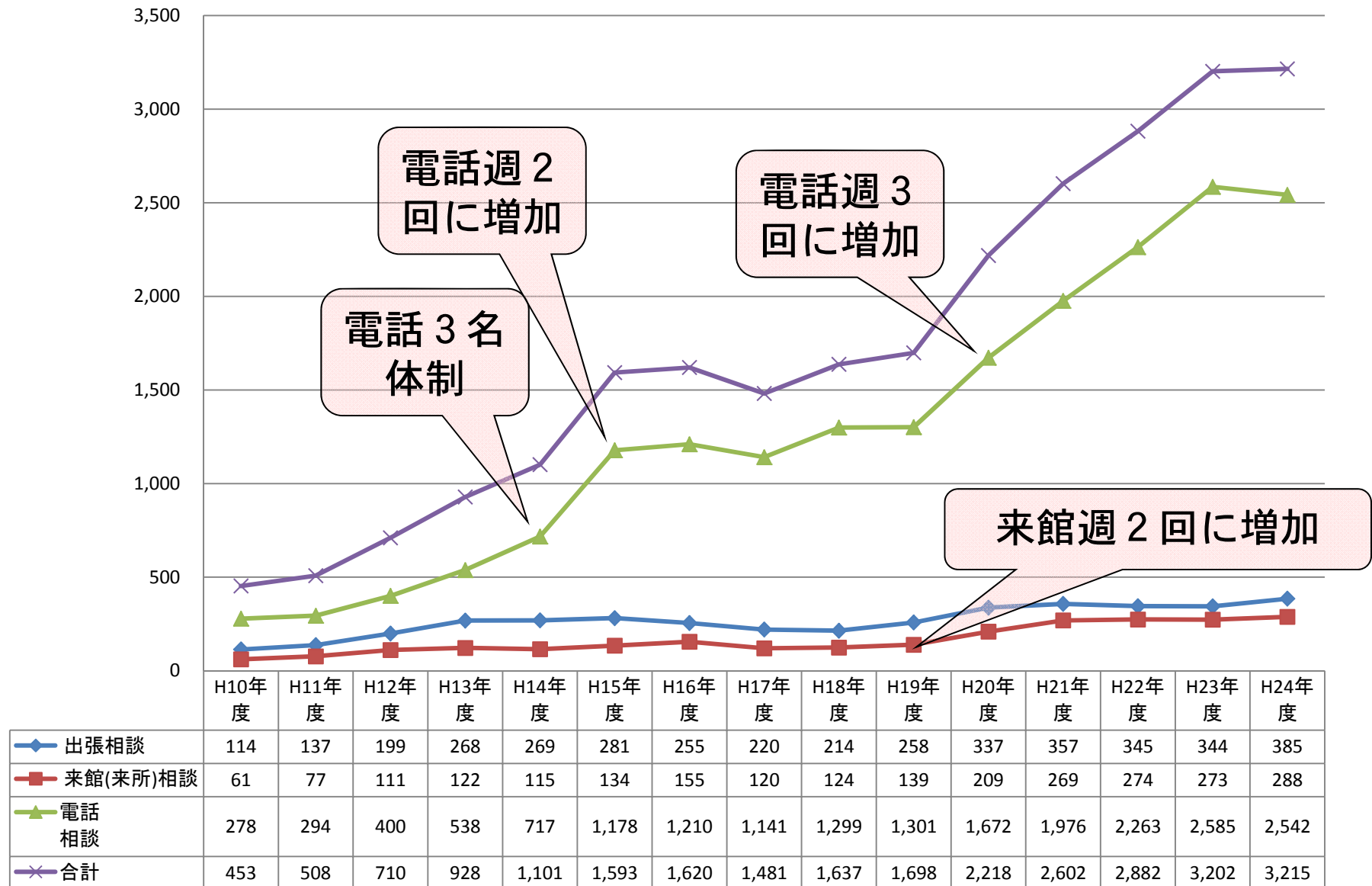
目的・・・法的バリアフリーと権利擁護

- 相談形態—
- 来館相談・来所相談（週3回）
1人 45分×4コマ
 - 出張相談（随時）
週10名登録 10日以内に実施
 - 電話相談（週3回）
1回3時間 3人一組

の3つの方法

※ 法テラスの来館相談・出張相談と完全リンク

ひまわりの相談実績(H10～H24)



《15年間の実績による特徴》

- 電話相談から出張相談へという流れの定着
- 行政や福祉関係者への幅広い周知
 - ※ 特に広報しなくても、自治体や福祉関係者から紹介を受けた本人や家族からの相談が多数ある
- 社会的支援者からの電話相談が増加
 - ※ 地域包括支援センター、ケアマネージャー、障がい者相談支援事業所等から本人のための相談
- 法テラスの来館相談・出張相談と完全リンク
 - ※ 出張・来館相談者の約半数は法テラス適用

虐待対応専門職チームの活動

- 個別ケース会議等への参加と助言
- 継続的フォロー
- 合同事例検討会（個別ケース検討以外のもの）等への参加
- 虐待対応担当者の研修等への講師派遣
- 虐待防止ネットワーク会議（自立支援協議会の部会などを含む）への参画

などが行われている。

各都道府県における実施状況

- 専門職チームの設置状況

設置済み 37か所

設置予定 3か所(2014年度中)

検討中 6か所

- 自治体との契約実績

都道府県との委託 17件

市町村との契約 154件

- 派遣実績

29か所で派遣実績あり、年々拡大している



高齢者・障がい者に配慮した支援

法テラス実務の到達点

① 出張相談の制度化

→ 本来業務として業務方法書・実施要綱に制度化

② 代理相談制度の確認 → 事務連絡で趣旨を周知

③ 後見人の民事扶助制度利用

→ 後見人等が弁護士であったとしても、他の後見人と同様、本人の資力要件で、別の弁護士に代理援助を委任し、民事扶助を利用できることを確認

④ 情報提供業務における適切なインテーク

→ コールセンターにおける適切な相談機関などへのインテークのための研修やデータベースの整理

⑤ スタッフ弁護士への支援

→ メーリングリストでの支援や一定の研修カリキュラム



高齢者・障がい者の法的支援
のために

総合法律支援法の課題と期待

1 高齢者・障がい者のための出張相談業務等の充実

2 高齢者・障がい者のための電話相談業務の創設

3 「社会的支援者」等を対象とした相談業務の創設

4 高齢者・障がい者の行政手続援助等の業務化

5 触法障がい者の特性に配慮したの支援制度の創設

6 判断能力の不十分な場合の代理援助制度の創設

7 福祉関係支援機関との継続的な連携の促進

**8 スタッフ弁護士と弁護士会との協働による
司法過疎地や行政連携における対応態勢の強化**

高齢者・障がい者への法テラスの課題は、現在の法律扶助制度が、相談者・依頼者に、判断能力とそれに基づく相談や受任の意思が明確にあることを前提にして設計されていることからくる、基本的な問題である。

本人に相談の意思が明確にはなくとも、法的支援が必要とされる場合の、「社会的支援者主導」の解決の枠組みをもっていないことにも問題がある。



今後は、独居・夫婦のみ高齢者世帯の圧倒的増加、500万人に近い（＋400万余人の予備軍）を超えると言われる認知症高齢者、50万人を超える知的・精神障がい者の地域生活を支えるために、弁護士会などの有機的連携の中で、いかに法律扶助制度を利用可能なものにする仕組みを創設するかが問われている。

(1) 高齢者・障がい者への相談業務の充実

高齢者・障がい者の特性に配慮し、総合的・継続的に関わる観点から、法律相談としては、アウトリーチとしての出張相談を最大限に活用することが重要。特に弁護士会の高齢者・障がい者相談態勢とのリンクを意識して。

- 高齢者・障がい者の相談は、十分な時間をかけて、法的支援のニーズに本人に気がついてもらい働きかけも重要であり、また生活全般の状況把握の中から、支援方針を定めていく必要もある。通常の法律相談よりも十分な時間をかけることが典型的に求められるため、相談料を1時間単位とした上で、単価の引き上げも必要。
- 遠隔地まで出張して対応することを可能にするため、十分な交通費や日当の措置によって、出張相談を促進する施策を設けること。
- 法律相談までの心理的バリア等を緩和するには、資産はあっても収入のない高齢者や資力要件チェックに抵抗のある障がい者等の相談要件の緩和も効果的。

(2) 高齢者・障がい者のための電話相談業務

高齢者・障がい者の法的支援のバリアフリーの実現のため、出張相談とともに、電話相談が極めて有効であることが実証されている。

高齢者・障がい者の潜在化するニーズを掘り起こし、適切な相談援助に誘導するためにも、情報提供業務ではなく、精通した弁護士による電話相談業務が必要である。

おおむね全国的に展開している弁護士会の電話相談窓口との連携した態勢整備が有効である。

※ その場合、連携した対応の必要な場合が多いことからすれば、契約弁護士以外の福祉や医療専門職との共同した相談対応ができるようなスキームがあわせて検討されるべき。

兵庫県弁護士会の実践など

(3) 「社会的支援者」対象の法律相談業務の創設

高齢者・障がい者に必要な法的支援に結びつけるため、本人の判断能力の有無や相談の意思にかかわらず、日常的にその生活を支援している様々な「社会的支援者」が、独自に、本人のために法律相談を活用できることが不可欠（情報提供業務では不十分）。



独自の法律相談の制度として、弁護士会を窓口とするなどして、費用負担のない「社会的支援者」への法律相談業務を創設する。

電話相談のみならず、出張相談等、様々な相談形態を可能にする柔軟なものであること。

cf. 弁護士会の福祉の当番弁護士、地域包括支援Cや社協への配置

(4) 高齢者・障がい者の生活環境調整のために 必要な行政手続援助等の法律事務の業務化

特に、高齢者・障がい者の権利擁護のために、**生活を支える法律事務**として

- 生活保護の同行申請や審査請求等
- 精神保健福祉法の退院請求(地域移行支援含む)等
- ◆ 介護支給量保障のための介護保険法、障害者総合支援法の手続申請代理、ケース会議出席、不服申立等
- ◆ 障害年金の等級認定等の裁定請求、審査請求等
- ◆ 各種の虐待事案や貧困ビジネスについて、事実調査や行政機関への通報、行政と連携した調査や対応等

※ これらは現在日弁連の「委託業務」になっていたり、そこに含まれていないものもあり、高齢者・障がい者の法的支援業務として法的に明確に位置づけられるべき。

(5) 触法障がい者の特性に配慮した支援制度の創設

触法障がい者の適切な社会内処遇のため、現在は制度化されていない、刑事弁護に付随する様々な業務への対応が急務

例えば・・・

- 触法障がい者を支援していた機関等からの法律相談
- 福祉専門職による生活上の支援についてのアセスメント依頼
- 処分保留・執行猶予後の医療・福祉機関への付添い・生活保護申請等
- 矯正施設入所後の面会や出所後の生活支援のための保護観察所、地域定着支援C、自立支援協議会等のケース会議

(6) 判断能力の不十分な高齢者・障がい者のための代理援助制度や報酬助成制度の創設

○ 後見等開始審判の本人申立についての代理援助

本人に後見申立の委任能力はあるのに、償還義務の発生する代理援助契約の締結能力は難しいため現行制度では困難とされているが、これを可能とする制度整備が必要（償還制を前提としない代理援助制度の創設）。

○ 親族による専ら本人のためにする後見等開始審判申立についての代理援助

専ら本人のためにする成年後見開始審判の親族申立についても、親族に資力があろうとなかろうと、本人の資力要件に基づいて代理援助が利用できる制度が必要。

○ 触法障がい者の社会復帰や虐待からの救済のための後見等開始申立事案（無資力事案）への報酬助成制度等

(7) 福祉関係支援機関との継続的な連携の促進

高齢者・障がい者の権利擁護の支援を担う福祉関係機関への助言やケース会議での役割分担による新しい弁護士に関わり方を制度的に支える仕組み作り

地方自治体の虐待対応担当課

地域包括支援センター

障がい者相談支援事業所

社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当課

あるいは、

「地域包括ケアシステム」における地域ケア会議への参加

「障がい者支援協議会」におけるケース会議への参加

などについて、

弁護士会中心に継続的に担っていくことを支える制度

(8) スタッフ弁護士と弁護士会の協働による 司法過疎地や行政連携における対応態勢の強化

この間、先進的な取り組みにより、4号事務所等において、**スタッフ弁護士と地域の行政・福祉機関などとの連携**による、**高齢者・障がい者の法的ニーズの掘り起こしには大きな成果**があった。

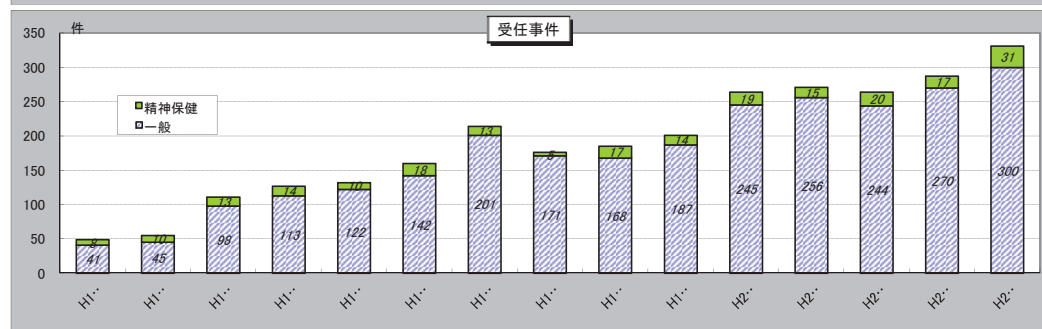
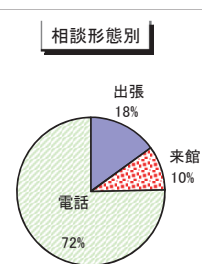
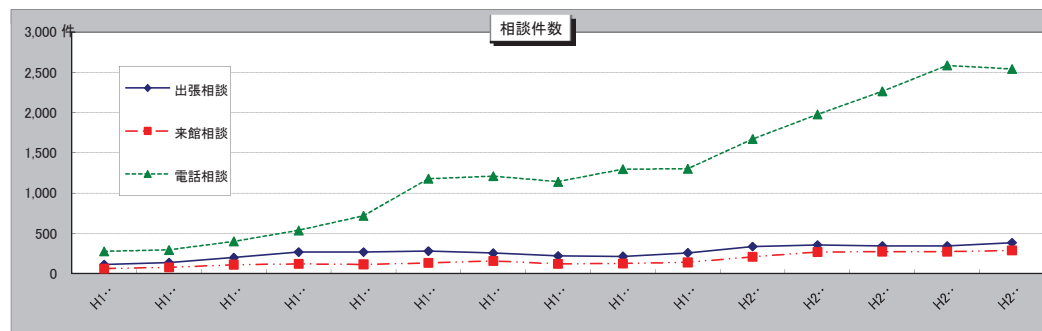
今後は、各地において、スタッフ弁護士は、行政・福祉機関等との連携の先頭にたって、新たな役割を明確にしていくとともに、**その地域全体に対応するために、弁護士会の高齢者・障がい者の支援センターと緊密な連携・協働のもとに、法的支援を継続的に担える態勢と実績を作り上げていくこと。**

ひまわり取扱件数一覧(年度別)

	法 律 相 談											事 件 受 任			財産 管理	後見人等推薦			
	出張相談						来館(来所)相談				電話 相談	合計	一般	精神 保健		合計		後見人 等	特別 代理人
	受付数	有料相談	無料相談			受付後 出張せ ず	総数	有料相談	無料相談										
			法テラス	その他	精神 保健				法テラス	その他									
H10年度	114	52	20	0	34	8	61	48	10	3	278	453	41	8	49	28	—	—	
H11年度	137	47	27	3	48	12	77	53	24	0	294	508	45	10	55	22	—	—	
H12年度	199	81	57	2	59	0	111	91	18	2	400	710	98	13	111	38	30	5	
H13年度	268	82	32	12	113	29	122	88	21	13	538	928	113	14	127	22	51	0	
H14年度	269	73	85	0	81	30	115	77	38	0	717	1,101	122	10	132	22	56	1	
H15年度	281	108	90	0	71	12	134	83	50	1	1,178	1,593	142	18	160	25	72	0	
H16年度	255	60	93	0	57	45	155	110	45	0	1,210	1,620	201	13	214	27	91	1	
H17年度	220	43	56	2	71	48	120	87	33	0	1,141	1,481	171	5	176	18	126	1	
H18年度	214	73	55	0	56	30	124	91	33	0	1,299	1,637	168	17	185	17	172	1	
H19年度	258	77	68	1	54	58	139	77	56	6	1,301	1,698	187	14	201	10	179	1	
H20年度	337	104	107	0	84	42	209	139	70	0	1,672	2,218	245	19	264	6	182	0	
H21年度	357	67	127	0	85	78	269	121	148	0	1,976	2,602	256	15	271	14	267	1	
H22年度	345	61	167	0	64	53	274	89	185	0	2,263	2,882	244	20	264	8	261	0	
H23年度	344	67	178	0	67	32	273	71	202	0	2,585	3,202	270	17	287	14	427	0	
H24年度	385	68	168	0	66	83	288	84	204	0	2,542	3,215	300	31	331	8	478	0	
H25年度	398	72	194	0	62	70	359	99	260	0	2,650	3,407	314	31	345	9	819	0	
合 計	4,381	1,135	1524	20	1072	630	2,830	1,408	1397	25	22,044	29,255	2,917	255	3,172	288	3,211	11	
年平均	274	71	95	1	67	39	177	88	87	2	1,575	2,090	182	16	198	18	201	0.7	
割 合		30.3%	41.2%		28.6%			49.8%	50.2%										
			69.8%																

* 出張相談件数は、受付日基準の申込件数（出張していない事案も含む）。後見人等推薦の件数は、弁護士会受付日基準。

* 後見人等推薦（家裁からの依頼）は、H12年度から。



愛知県弁護士会 高齢者・障害者法律相談件数

平成26年3月28日現在

年度	電話相談	面談相談	出張相談	ほっとくん	計
平成11年度	84件	件	件	件	84件
平成12年度	101件	件	件	件	101件
平成13年度	88件	69件	件	件	157件
平成14年度	145件	86件	件	件	231件
平成15年度	174件	75件	件	件	249件
平成16年度	132件	54件	5件	23件	214件
平成17年度	229件	59件	6件	18件	312件
平成18年度	197件	47件	2件	22件	268件
平成19年度	157件	34件	6件	31件	228件
平成20年度	182件	43件	1件	42件	268件
平成21年度	252件	36件	3件	49件	340件
平成22年度	155件	28件	2件	67件	252件
平成23年度	92件	29件	2件	41件	164件
平成24年度	170件	31件	8件	25件	234件
平成25年度	181件	34件	2件	41件	258件

虐待対応専門職チームの活動状況報告

－専門職チームの目的と立ち位置－

日本弁護士連合会 高齢者障害者の権利に関する委員会

日本社会福祉士会 権利擁護事業委員会

1 虐待対応専門職チームとは何か

高齢者虐待防止法が施行され、市町村は地域包括支援センターとともに、在宅高齢者の虐待事案について、事実確認の措置、緊急性の判断、立入調査、保護のための措置をとるなどの法的義務を負うことになった。それに伴い、市町村・地域包括支援センターは、具体的対応の各段階において適切な対応が求められるに至った。

しかし、現状において、市町村・地域包括支援センターのみでは、必ずしも適切な対応ができる状況ではない。

そこで、専門職チームは、市町村・地域包括支援センターが適切な対応をするための仕組みを確立するとともに、市町村・地域包括支援センターの担当者が具体的な対応を適切に実施するため、高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが、それぞれの視点から担当者に助言を行い、高齢者虐待への対応力を高めることを目指して創られた。

その後、障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待対応についても対応することになっている。

2 専門職チームに求められるもの

(1) チームとして助言にあたること

2つの異なる専門職の視点と発想で客観的に助言をすることにより（弁護士：虐待対応における法的な枠組に関する助言、社会福祉士：虐待対応の実践方法に関する助言）、実効性のある役割を果たすことができる。

事例を法的・ケースワーク的に分析検討し、その結果に基づき、対応策を分析検討するためには、弁護士または社会福祉士が、それぞれ個別に助言するのではなく、チームとして有機的に関わり、助言することに意味がある。

人間関係性に惑わされず客観的に助言をするためには、当該市町村・地域包括支援センターに所属する社会福祉士は、チームのメンバーには不適切。

(2) 助言者（アドバイザー）であること

チームによる助言により、責任主体である市町村・地域包括支援センターが虐待対応に関する力をつけることを目指す。従って、助言者（アドバイザー）としての立ち位置を堅持する。

立入調査の同行や養護者への説得など、市町村・地域包括支援センターに対する直接の支援の提供は、専門職チームの本来業務ではない。

成年後見の受任など、支援計画のなかで弁護士・社会福祉士の個別支援が必要な場合には、弁護士会または社会福祉士会と連携し、成年後見人候補者などを迅速に推薦してもらう。

(3) 個別のケース会議を通じた助言であること

個別の事例を通して、市町村・地域包括支援センターの高齢者虐待に対する仕組みを確立し、同時に事例について適切かつ具体的な対応策を検討することを目指す。従って、チームの助言は、個別のケース会議を通じた助言を中心とする。

電話やメールでの相談は補助的なものと位置づける。

高齢者虐待の啓発事業やネットワーク会議などへの参加は、虐待対応に関する仕組み作りの環境整備にはなっても、具体的な仕組みの実践的な検証や発展には繋がりにくい。

(4) 市町村との契約に基づく助言を目指すこと

多くの都道府県では、都道府県の権利擁護等推進事業の予算を活用し、同事業の受託に基づき、市町村や地域包括支援センターに専門職チームを派遣している。都道府県による市町村支援というスキームは、専門職チームの活動基盤を拡充したという点で評価に値する。

しかし、都道府県の権利擁護等推進事業に基づく専門職チームの派遣は、パイロット事業として位置づけられており恒久的な事業ではない。高齢者虐待への対応を、実効性があり恒久的なものとするためには、高齢者虐待の責任主体である市町村との契約を進める必要がある。

3 専門職チームの活動状況

各地域における専門職チームの仕組みや活動方法などは区々である。

2013年10月現在、37都道府県で専門職チームが設置されており、3県が設置予定、6県が検討中である。

2012年4月から2013年3月までの虐待対応ケース会議への派遣実績は、高齢者虐待については、養護者による虐待が27件、養介護施設従事者等による虐待が6件である。障害者虐待については、養護者による虐待が8件、障害者福祉施設従事者等による虐待が2件、使用者による虐待2件の実績がある。

高齢者虐待について、都道府県から受託している県は17県、市町村と契約を結んでいる県は15県154市町村である。障害者虐待について都道府県から受託している県は10県、市町村と契約を結んでいる県は5県22市町村である（いずれも2013年度状況）。

以 上

虐待対応専門職チームの活動状況に関する調査結果

一般公表版

2014 年 1 月
日本社会福祉士会

【調査の概要】

1, 調査の目的

虐待対応専門職チームの取り組みについては、2006 年 4 月から「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」として設置が開始され、2012 年 4 月の第 2 回経験交流会において、対象を従来の養護者による高齢者虐待に加えて、養介護施設従事者等による高齢者虐待および障害者虐待にも拡大していく方向性を確認した。

そこで、虐待対応専門職チームの現在の取り組み状況と課題、とりわけ養介護施設従事者等による高齢者虐待や障害者虐待の分野における取り組み状況を把握することを目的に、本調査を実施した。

2, 調査内容

①調査項目：専門職チームの活動状況

②調査対象：都道府県社会福祉士会（47）

なお、回答にあたっては、都道府県弁護士会と協議して回答する。

③回 答：47（回収率 100%）

3, 実施期間

・2013 年 10 月～11 月

【調査結果】＊抜粋

1, 専門職チームの設置状況＜別紙 1 参照＞

（1）専門職チームの設置状況

＜表 1＞

（都道府県数）

調査時点	設置済み	設置予定	検討中	困難	不明
2008 年 8 月	23	4	16	3	1
2010 年 9 月	35	1	10	1	
2011 年 12 月	37	1	7	2	
2013 年 10 月 （今回）	37	3 (2014 年度中)	6	1	

○専門職チームは、「設置済み」が 37 都道府県、「未設置」が 10 都道府県であった。

○前回調査（2011 年 12 月）と比べて、設置数は同じであった。2014 年度中の設置が見込まれるところが 3 都道府県ある。

(2) 専門職チームの活動対象

<表 2>

		都道府県
高齢者虐待	養護者による虐待	37
	養介護施設従事者等による虐待	28
障害者虐待	養護者による虐待	22
	障害者福祉施設従事者等による虐待	17
	使用者による虐待	15

○専門職チームの活動対象は、従来の養護者による高齢者虐待に加えて、養介護施設従事者による高齢者虐待および障害者虐待にも次第に拡大してきている。

2, 専門職チームの派遣実績

(1) 虐待対応ケース会議への派遣実績

＊派遣実績は、2012 年度は 4 月～翌 3 月の 12 ヶ月、2013 年度は 4 月～9 月。

<表 4>

		2012 年派遣有り	2013 年派遣有り
高齢者虐待	養護者による虐待	29	27
	養介護施設従事者等による虐待	9	6
障害者虐待	養護者による虐待	7	8
	障害者福祉施設従事者等による虐待	2	2
	使用者による虐待	2	2

○高齢者施設虐待、障害者虐待のケース会議への派遣は、徐々に拡大してきている。

(2) 虐待対応ケース会議以外への派遣

<表 5>

		2012 年度派遣有り		2013 年派遣有り	
		都道府県	延回数	都道府県	延回数
高齢者虐待	養護者による虐待	22	183 ＊電話相談含む	14	40
	養介護施設従事者等による虐待	6	16	3	5
障害者虐待	養護者による虐待	8	21	5	8
	障害者福祉施設従事者等による虐待	3	14	2	5
	使用者による虐待	3	9	3	7

○虐待対応ケース会議以外の派遣では、事例検討会、講師派遣等がある。

(3) 派遣実績の状況

<表6>

	都道府県
派遣実績が伸びている	11
同 変わらない	13
同 減少している	8
NA	5

○派遣実績が伸びているとするところが11都道府県、変わらないが13都道府県、減少しているが8都道府県となった。

<派遣実績が伸びている状況>*自由記述より

- ・市町村担当者への周知と担当者の意識の向上。
- ・障害者虐待防止法ができたため。
- ・県の助成制度により市町村負担がないため。
- ・障害分野では大きく伸びている。障害者虐待対応に慣れていないため相談が多い。
- ・アドバイザーチーム活用のニーズが上がっている。
- ・契約自治体数が増えている。
- ・研修会などを通じて相談しやすい関係づくりに努め、契約市町村からの相談が増えた。
- ・市町村は利用してみて、委託料が低額と感じるようになった。
- ・相談内容についてはすべて回答書を提示していることから、対応の丁寧さが伝わるとの意見を市町村から得ている。

<派遣実績が減少している状況>*自由記述より

- ・広報、周知が不十分であった。
- ・市町・地域包括支援センターを対象に虐待対応現任者研修、事例検討会議等を毎年開催しており、各種研修等により市町主体で対応するスキルが向上した。
- ・地域の意識も向上し、継続事件が多い為、専門職派遣に至らないことも考えられる。
- ・地域包括支援センター職員が専門職の派遣を希望しても、担当行政職員が必要を感じていない。
- ・地域包括支援センター職員の対応力の向上も考えられるが、予算が取れない理由で契約に結び付かない。
- ・市町村の財政的理由と専門職意見の価値との比較から、市町村も対応できる範囲では余分な出費をしない。
- ・各市町において、判断し、解決できるようになってきた。
- ・行政が虐待の事例を出したがない。
- ・担当者が経験を積む中でスキルアップして自分たちで対応が可能になった。

3. 都道府県事業の受託と市町村契約

(1) 委託・契約の状況(2013年度)

<表 7>

	高齢者虐待			障害者虐待		
	都道府県からの受託	市町村との契約		都道府県からの受託	市町村との契約	
		都道府県数	契約市町村数		都道府県数	契約市町村数
2008 年度	13	4	41			
2010 年度	18	13	62			
2011 年度	22	13	129			
2013 年度	17	15	154	10	5	22

- 高齢者虐待の分野では、設置済み 37 都道府県中、都道府県から事業を受託しているところが 17 都道府県（2011 年 22 都道府県）、市町村と契約しているところが 15 都道府県（2011 年 13 都道府県）・延べ 154 市町村（2011 年 129 市町村）となっており、都道府県からの事業受託が減り、市町村契約が次第に増えている。
- 障害者虐待の分野では、都道府県から事業を受託しているところが 10 都道府県、市町村と契約しているところが 5 都道府県、延べ 22 市町村となっている。

（２）事業名称

<表 8>

高 齢 者	都道府県委託事業	高齢者権利擁護相談支援事業、高齢者虐待対応支援事業、高齢者虐待対応市町村支援事業、高齢者虐待対応専門相談事業、高齢者権利擁護ネットワーク形成支援事業、高齢者虐待等に関する市町村支援、地域福祉権利擁護支援事業、権利擁護窓口支援事業、高齢者虐待防止推進事業、高齢者権利擁護研修会・圏域別成年後見利用促進研修会、高齢者虐待対応力向上事業
	市町村事業	虐待防止専門職会議、高齢者・障がい者専門相談事業、高齢者虐待対応支援ネット契約、高齢者虐待対応事務に関する委託契約、高齢者虐待防止対応事務に関する委託契約、高齢者虐待防止推進事業、高齢者・障害者虐待対応チーム、高齢者虐待対応相談事業、高齢者虐待対応専門職チーム派遣事業
障 害 者	都道府県委託事業	障がい者権利擁護相談支援事業、障害者権利擁護センターの業務の一環、障害者虐待防止支援事業、障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業、障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業、高齢者・障害者虐待対応チーム、障害者虐待対応専門職チーム派遣事業
	市町村事業	高齢者・障がい者専門相談事業、障害者虐待対応支援ネット契約、高齢者・障害者虐待対応チーム、障害者虐待対応相談事業

- 事業の名称は、都道府県・市町村によって異なっている。

4，専門職チームの体制

＜表 10＞

		都道府県
研修	日本社会福祉士会のアドバイザー研修	25
	都道府県社会福祉士会の独自研修実施	17
事務局体制	事務局担当者がいる	23
	コーディネーターを置いている	13
コーディネートの方法	その都度	20
	地域割り、ローテーション等	15
アドバイス内容の共有・検証	チーム内で共有する場を持っている	27
	行政と検証する場を持っている	17

- チーム登録者の研修は、日本社会福祉士会のアドバイザー研修以外に都道府県社会福祉士会の独自研修を実施しているところが 17 都道府県ある。
- 事務局体制では、担当事務局員を置いているところが 23 都道府県、コーディネーターを置いているところが 13 都道府県となっている。
- 派遣者のコーディネートの方法では、その都度決定しているところが 20 都道府県、地域割りやローテーション等によっているところが 15 都道府県となっている。
- アドバイス内容については、チーム内で共有する場を持っているところが 27 都道府県、行政と検証する仕組みを持っているところが 15 都道府県となっている。

以上

地域包括支援センター法律支援業務

業務の目的と発展の経過

1 地域包括支援センター法律支援業務の目的

高齢者の支援の領域では、複数の専門分野にわたる専門家の協働・連携が要請されており、愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）は、その事業分野の一つとして、「各種機関・団体等との連絡協議および協働」を定めています。

本事業は、その一環として、高齢者の権利擁護の要として期待される地域包括支援センター（以下、「地域包括」と略記します）・市町村と特定の弁護士（グループ）が継続的な関わりを持つことによって、地域包括や地域包括を中継点として高齢者が法律家の支援を容易に受けられるようにすることを目的としています。

2 業務の発展経過

（１）以前の体制

平成１９年９月から、主として尾張部の市町村を窓口として、市町村単位で担当の弁護士を割当て、地域包括からの相談を受けるなどの業務を実施しました。直近時点でのまとめでは、２７市町村７８地域包括を延べ３８名の弁護士が担当していました。

（２）現在の体制

愛知県全域に事業を拡大することとし、平成２３年７月、市町村に改めて事業の案内を行うとともに、地域包括に対して直接希望を募り、合計１０８の地域包括から申込みがありました。他方、支援弁護士を対象に担当弁護士の募集を行い、９３名の応募がありました。

その後、追加の申込みや担当弁護士の増減があり、平成２５年９月現在、地域包括と担当弁護士の数は、本会６５／５５、一宮１５／１３、半田５／４、西三河３７／３３、東三河１１／４（合計１３３／１０９）です。

平成２４年４月から２年間実施され、今後も継続される予定です。

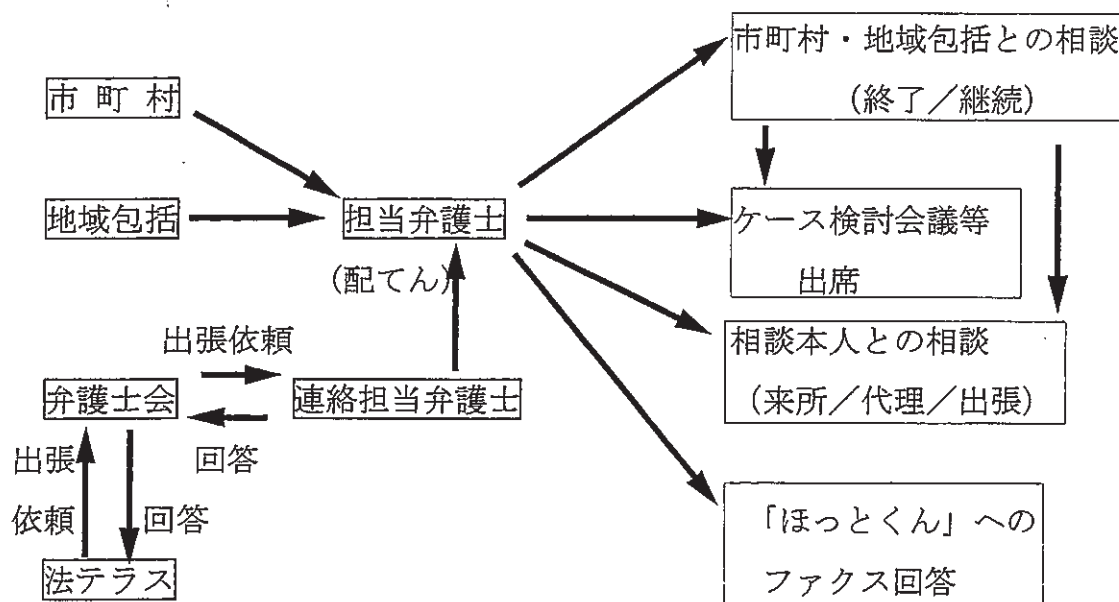
地域包括支援センター法律支援業務 制度利用の流れ

○割り当ての変更等随時の連絡

地域包括からの新規申込みや担当弁護士の追加があった場合、委員会でグループを決定の上、弁護士会から、市町村・地域包括に対し、担当弁護士の割当を連絡。

研修会の講師・講演等の依頼があれば、適宜対応する（予算手当あり）。

○相談関係業務の流れ



○担当弁護士へのサポート

連絡担当弁護士への相談

○報告・フィードバック

各担当弁護士において、3か月に1回程度（毎年4月末、7月末、10月末、12月末締め）、相談の結果を集計、連絡担当弁護士に送付。

連絡担当弁護士においてとりまとめ、弁護士会事務局（業務広報係）へ送付。

委員会において適宜分析し、担当弁護士にフィードバック。

愛知県弁護士会 地域包括支援業務

期 間	地 域	参 加 包 括 数	担 当 弁 護 士 数	地域包括支援センター・市町村からの相談										地域包括から紹介を受けた人からの相談										その他												
				相談方法別			相談内容別							相談方法別			相談内容別																			
				電 話	事 務 所 で 面 談	F A X	出 張	遺 言 ・ 相 続	財 産 管 理	成 年 後 見	虐 待	福 祉 利 用 関 係 ビ ス	離 婚 （ 離 婚 除 く ）	多 重 債 務	一 般 民 事 事 件	そ の 他	合 計	事 務 所 で 面 談	出 張	（ 自 宅 ）	（ 地 域 包 括 ）	（ 施 設 ・ 病 院 ）	（ そ の 他 ）		遺 言 ・ 相 続	財 産 管 理	成 年 後 見	虐 待	福 祉 利 用 関 係 ビ ス	離 婚 （ 離 婚 除 く ）	多 重 債 務	一 般 民 事 事 件	そ の 他	合 計	講 師	会 議 出 席
H24.5～7	本 会	62	57	11		6		1	3	7	2		2		4	17	1	2	2					1		1							5	5	4	
	一 宮	14	12	1											1	1																				
	半 田	5	3																																	
	西三河	29	22	6	2	2	1	2	2	2	1		1	1	1	11	1								1							1	1			
	東三河	11	5		1	2			2	2					1	3																	2			
	合 計	121	99	18	3	10	1	3	7	11	3	0	0	3	1	7	32	2	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	6	5	7
H24.8～10	本 会	62	57	8	1	7	1	0	2	6	1		3	2	4	18	2	2	1	1				1	1								3	6	1	
	一 宮	14	12	1		1				1						2																				
	半 田	5	3																																	
	西三河	29	22	1		1			1	2						2	2	1	1						1							1	4	1		
	東三河	11	5			1		1								1																	3			
	合 計	121	99	10	1	10	1	0	4	9	1	2	0	3	2	23	2	2	1	1	0	2	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	4	10	5	
H24.11～H25.1	本 会	62	57	11	1	6		1	3	5	3	1		3	4	19	1	5	3	1	1	1		1	5					1		7	2			
	一 宮	14	12						1	1					1	1																				
	半 田	5	3																																	
	西三河	31	24		1		1			1					1	2																				
	東三河	11	5																																	
	合 計	123	101	11	2	6	1	1	4	7	3	1	0	0	3	6	22	1	5	3	1	1	1	1	0	1	5	0	0	0	1	0	0	7	2	0
H25.2～H25.4	本 会	62	56	4	2	1		1	6	2		1	1	2		11	3	2	1		1		1	1	1	1				1		5	1	1		
	一 宮	14	12	1	1	1			1	1					1	3																				
	半 田	5	3																																	
	西三河	31	24	2					1	1						2																				
	東三河	11	5																																	
	合 計	123	100	7	3	2	0	1	8	4	0	1	0	1	2	0	16	3	2	1	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	5	2	3
H25.5～H25.7	本 会	62	57	5		3	3		3	4	1		1	1	1	11	2	2	1		1			2						1		4	1			
	一 宮	14	13	1	1									1		2																				
	半 田	5	4																																	
	西三河	35	34	7	1			2	2	3	1		2	1	1	9																				
	東三河	11	4	1		2			1	1	1					3																				
	合 計	127	112	14	2	5	3	2	6	8	3	0	0	2	2	3	25	2	2	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	4	2	1

愛知県弁護士会 地域包括支援業務

期 間	地 域	参 加 包 括 数	担 当 弁 護 士 数	地域包括支援センター・市町村からの相談										地域包括から紹介を受けた人からの相談										その他													
				相談方法別					相談内容別					相談方法別					相談内容別																		
				電 話	事 務 所 で 面 談	F A X	出 張	遺言・相続	財産管理	成年後見	虐待	福祉 利用サービス	離婚	(離婚除く)	多重債務	一般民事事件	その他	合計	事 務 所 で 面 談	出 張	(自 宅)	(地域包括)	(施設・病院)		(その他)	遺言・相続	財産管理	成年後見	虐待	福祉 利用サービス	離婚	(離婚除く)	多重債務	一般民事事件	その他	合計	
H25.8～H25.10	本 会	64	55	4	1	5	1		4	4	1				1	1	1	1			1									1	1	2	1	2			
	一 宮	15	13			1			1							1																					
	半 田	5	4																																		
	西三河	35	33	3			2	1	2	2					1	5	1													1		1					
	東三河	11	4			3		1	1		1					3																	1				
	合 計	130	109	7	1	9	3	2	8	6	2	0	0	0	0	2	10	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3	1	3	
H25.11～H26.1	本 会	65	55	6	1	1		1		1	2			1	2	6																		3			
	一 宮	15	13			1				1						1																		1			
	半 田	5	4																																		
	西三河	37	33	2		1		1	1					1		2																	1				
	東三河	11	4			3				3						3																		1			
	合 計	133	109	8	1	6	0	2	1	5	2	0	0	2	0	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1		
H24.5～H26.1	総合計	130	109	75	13	48	9	11	38	50	14	4	0	5	10	9	23	140	12	14	8	2	3	4	1	3	11	2	1	0	0	5	0	3	29	27	20